

お知らせ

司法書士による
無料相談会

県司法書士会中濃支部
25・8330

◇とき 7月16日(日)

午後1時～4時

◇ところ 可児市福祉センター

◇相談内容 不動産・商業・法人登記・多重債務問題など

◇定員 12人(先着順)

◇申込み 月曜から金曜の午後1時から4時までに受付専用電話(058・248・1715)へ

715)へ

一人一人の心掛けが大切です
夏の交通安全県民運動

防災安全課 内線276

◇実施期間

7月11日(火)～20日(木)

◇スローガン

ゆづりあついで

夏の交通事故防止

◇運動の重点

・地域へ行くみて高齢者の交通事故

故を防止する

・自転車の安全な利用を推進する

・無謀運転による交通事故を追究する

お知らせします!

吉井・山之上財産区議会議員選挙

選挙管理委員会 内線274

8月30日の任期満了により、

古井・山之上財産区議会議員選挙を次のとおり行います。

◇投票日 8月6日(日)

午前7時～午後8時

◇告示日 8月1日(火)

◇立候補の受付

〇とき・ところ

8月1日(火)

・午前8時30分～正午

中央公民館201集会所

・正午～午後5時

市役所3階第3会議室

◇事前審査

・とき 7月18日(火)・19日

(水)午前8時30分～午後5時

・ところ 市役所2階第1会議室

※立候補届け出の書類は、7月

5日(水)から選挙管理委員会

または連絡所で配布します

ご存じですか

国民年金保険料の一部納付(免除)制度

国民年金は20歳から加入し、60歳までの40年間、保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料を一部納付(免除)や猶予する制度があります。

平成18年度からは新たに1/4納付と、3/4納付も認められることになりました。国民年金に加入している人の世帯の所得状況の審査を受けて、月額保険料13,860円を下表の区分で軽減することができます。

なお、手続きが遅れると年金を請求する際、不利になる場合がありますので、早目に手続きをしてください。

免除制度の種類	納付すべき保険料	老齢基礎年金を受けるとき
① 全額免除	0円	年金額に1/3が反映
② 1/4納付	3,470円	年金額に1/2が反映
③ 半額納付	6,930円	年金額に2/3が反映
④ 3/4納付	10,400円	年金額に5/6が反映
⑤ 納付猶予	0円	年金額に反映されない

※1 ②～④の一部納付制度は、納付すべき保険料が未納になった場合は、一部免除が無効になります

※2 ⑤の納付猶予とは「若年者納付猶予制度」といい、30歳未満の人が対象です

※3 一部納付(免除)・納付猶予を受けた場合、10年以内に追納することができます。ただし、3年目以降に追納する場合は、経過した期間に応じて当時の保険料に一定の金額が加算されます

■必要書類 ①年金手帳

②印鑑(本人が署名する場合は不要です)

③失業などの場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど

※お問い合わせは、市民課国民年金係または美濃加茂社会保険事務所(電話 25・8181)へ

市民課 内線 223